

第2回千二留守家庭児童育成室運營業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年2月25日（土） 午後6時30分～午後8時

【出席者】

堀 地域教育部次長、中村 放課後子ども育成室参事、山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運營業務委託の概要、仕様書（案）・募集要領（案）の説明】

まず、第1回目の説明会でも説明させていただきましたが、簡単に育成室の運営を民間委託する目的から説明させていただきます。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であるため、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。開室時間の延長については、委託育成室では、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性については、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

直営育成室の指導員の確保につきましては、様々に取り組んでいるものの、欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運營業務委託による効果は、12か所の育成室の運營業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、50人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、令和5年度以降、毎年2か所の育成室の運營業務委託を進め、令和8年度までおおむね8か所の運營業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、まず、指導員の確保については先程御説明させていただきましたとおりです。

続いて、社会的ニーズへの対応として、延長保育時間については午後7時までとなります。また、今後新たに事業者を募集する際は、長期休業期間中は、午前8時から開室を公募の条件とする予定としており、千二育成室におきましても同様の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例として、昼食提供等の取組が行われている育成室もあり、これらの取組はサービスの向上に繋がっているものと分

析、評価しているところです。

次に、民間委託すれば何が変わるかということについて、実施主体は、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営を実施することになります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行い、金額や支払方法に変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託事業者が実施することとなり、支払は保護者と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にも繋がると考えています。

続いて、どのように事業者を選定するのかについて、選定を行うのは、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、5名以内で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内で、参画をお願いしています。選任については、本年4月下旬から5月頃に調整をさせていただく予定です。

続いて、公募につきましては、本年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。その後、7月から8月頃に事業者が決定するスケジュールを予定しています。

次に、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領（案）について御説明させていただきます。参加（応募）資格要件について、応募できる事業者としては、保育所や幼稚園、他の育成室の運営実績がある法人に限っています。

次に、打合せ、緊急体制としては、現場の指導員と法人の責任者が常に連携が取れる体制であり、緊急なトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件としています。また、応募しようとする事業者には当該育成室を事前に見学し、実際の保育環境や児童の様子を確認した上で、応募していただくことを考えています。見学につきましては、5月中旬を予定しています。

次に、引継保育に係る補助金について、従来は2月中旬頃から約2か月間の引継ぎ

を実施していましたが、運營業務委託のスケジュール全体を見直し、引継ぎに係る期間を最大6か月とすることで、事業者の指導員と児童及び保護者の方々との信頼関係を徐々に構築していくことができると考えています。また、委託までの期間が長期に渡ることから、委託契約とは切り分け、その期間は連携協定を締結することで、引継保育に係る事項の取決めをします。要配慮児童の保育や、準備も含めた各行事や取組を行う日を中心に4月から円滑に運営する上で必要となる引継ぎの実績に応じて、事業者が要した経費を市から補助することで、主任指導員をはじめ、クラス担任や配慮を要する児童に対する配置予定の職員に十分な引継ぎを受けていただきたいと考えています。

続いて、運營業務受託に係る連携協定（案）については、委託業務開始までの間の取決め事項として、引継保育に関する事、保護者との打合せに関する事を市と新たな事業者の間で締結するものです。保護者との打合せに関しては、3月までに保護者と全体の懇談会や個人懇談を開催することや、4月から初めて入室する児童の保護者に対して入室説明会を開催することを記載する予定です。なお、事業者がこの協定内容を履行しない場合は、委託契約予定事業者として決定した事項を市は取り消すことができるものとしているため、事業者には確実にこの協定の内容に則った引継ぎや保護者との打合せを行っていただく必要があります。

次に事業者の選定に係る評価項目と基準（案）について御説明させていただきます。

一次審査は書類審査としています。公募に参加した事業者から提出された事業実施計画書を評価項目と基準に基づいて評価、得点化し、出席委員の半数以上から650点以上の事業者が一次審査通過事業者となります。二次審査については、一次審査を通過した事業者が事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともに、ヒアリングを行います。その上で、選定委員が評価項目とその基準に基づいて、採点します。その結果、①出席委員の半数以上が650点以上、②出席委員の採点のうち、最上位と最下位を除外した採点合計の平均が650点以上、③評価項目中、運営方針及び職員体制で、出席委員の半数以上から5段階中2以下の評価がない、④その他の評価項目で、出席委員の半数以上から5段階中1の評価がない、これら全てを満たす必要があり、その上で、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定します。会計状況につきましても、事業者から提出される収支計画書、直近の収支計算書、損益計算書、貸借対照表などの書類とこれらに関するヒアリング審査を実施し、「採点合計が60点以上」、「各審査基準において、『劣っている』の評価を2つ以上受けていない」の2つの条件を満たす事業者を選定します。

最終的に、この事業実施に関する審査と会計状況に関する審査の両方において条件を満たした事業者を最優秀提案者に決定します。

続いて、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託共通仕様書（案）について御説明させていただきます。

指導員の配置につきましては、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた配置を求めており、1教室当たり放課後児童支援員を2人以上配置することとし、そのうちの1人以外は補助員に代えることができます。これは直営育成室と同様の基準としており、それに加えて、担任のうち1人以上は、放課後児童健全育成事業、保育所等での保育士又は小学校等での教員を2年以上経験した実務経験者を配置してもらいます。

次に主任指導員につきましては、育成室を円滑に運営する上で連絡体制を明らかにしておくため、1人配置することとしています。この主任指導員は、有資格者かつ実務経験者を要件としています。

次に業務内容につきましては、留守家庭児童育成室に勤務する指導員等は、「放課後児童クラブ運営指針」、「放課後児童クラブ運営指針解説書」の内容と現場の状況をしっかり確認、理解した上で業務に当たっていただくことが大前提となります。その上で、仕様書（案）に記載の児童の健康管理や適切な遊びの指摘などの「児童の健全育成に関する業務」、児童の出欠確認やおやつの実施などの「事業の運営に関する業務」を行っていただくこととなります。

おやつに関しましては、事業者が提供するに当たり、提供予定のメニューやアレルギーを有する児童に対するアレルゲンの情報などを事前に周知することや、事業者が直接徴収することとなるおやつ代や教材費について、保護者の方から求めがあった場合の会計収支の報告など、各項目について具体的に記載しています。

最後に、今後のスケジュール（案）につきまして御説明させていただきます。今月開会予定の、令和5年2月吹田市議会定例会において、令和5年度当初予算が可決されれば速やかに事務手続を進め、事業者選定等委員会の開催、事業者公募へと進めていきます。また、募集要領（案）及び共通仕様書（案）につきましては、4月中旬実施予定の事業者選定等委員会を経て内容が確定する予定です。

スケジュールは、早ければ7月中旬頃には事業者を決定し、保護者の皆様にお知らせしたいと考えています。その後、保護者懇談会にて受託事業者の紹介をさせていただき、10月頃から引継保育を始める予定としています。令和6年2月から3月頃には、受託事業者の指導員と保護者の方及び児童の三者での面談を行い、4月から事業者による運營業務を開始予定としています。

保護者の皆様に影響のあるスケジュールとして、5月中旬に応募事業者による育成室の見学を予定しています。また、特別委員となられた保護者の方には事業者選定等委員会に出席していただきます。7月以降、受託事業者が決まり次第、在籍児童の保護者の皆様に、まずは通知をもってお知らせします。その後、保護者の皆様と受託事業者が直接お話しできる機会として、保護者懇談会を開催します。また、2月から受託事業者による個人面談を行ってまいりますので、御協力よろしくお願ひします。

2【事前質問への回答】

1 番目、指導員等が時間や曜日で変わることがないように、同じ先生が同じクラスを保育するようにはしていただきたいので、『支援の単位に1人しか指導員が配置できない場合は、補助員も指導員と同じ勤務時間で連携に務めること』と仕様書に追記してほしいという質問です。まず、指導員の配置については、担任制を採用することとしています。全国的な人材不足については、本市だけではなく、事業者にとっても同様に影響があると理解していますが、事業者では柔軟な雇用形態や、ノウハウの活用などをもって、そのような状況であっても指導員等の配置を実現させていると考えています。また、より良い事業者を選定するために、御質問のような勤務時間を市で指定するといったことは現段階では検討していません。ただ、12か所ある現在の委託育成室においても、長期休業日等の短期間雇用の補助員などを除いて、大半の指導員等については、担任と副担任といったようにクラスを固定して、保育していることを確認しています。

2 番目、引継ぎ時間について何も記載されていないので、最低でも同じ人が○時間以上と明記してほしいという質問です。募集要領案3ページに、1教室当たり20日以上かつ80時間以上と記載しています。また、委託事業者と契約締結前に引継ぎ保育に関することと、保護者との打ち合わせに関することを記載した連携協定を締結予定であり、その協定内容において、引継ぎにおける実施期間を、段階的に条件として記載する予定です。事業者がこの協定に違反した場合は、市は委託契約予定事業者としての決定を取り消すことができることとしています。

3 番目、私立小学校に通学している児童についても、代休等休校の日は、午前8時30分から開室する対応を取ってほしいという質問です。まず入室の決定については、直営・委託にかかわらず市で決定しているもので、私立小学校に通学されている児童も、留守家庭児童育成室に入室することは可能ですが、私立小学校の場合、代休日等休校日の育成室の受入れに関しては、現状、事例としてもなく、想定もしていません。ただ、今後、もしそういった相談等がございましたら、個別に検討していきたいと考えています。

4 番目、特記仕様書はあるのかという質問ですが、特記仕様書はございません。

5 番目、国が示す基準で第三者評価を行うことを加えてほしいという質問です。令和3年3月29日に厚生労働省から、第三者評価基準ガイドラインが示されましたが、吹田市におきましては、これに先駆けて附属機関による委託育成室に対する第三者評価を実施してきました。契約を更新するタイミングで、「児童との関わり」、「保育内容」、「運営体制」、「おやつ」、「学習活動」、「保護者や学校との連携」、「配慮を要する児童の保育」、「法人の経営状況」、これらの各項目について、保護者による特別委員にも参画していただきながら、適正に評価を行っているものと考えています。附属機関、市の第三者評価を行う構成員につきましては、学校教育や、保育等の学科の大学教授

といった学識経験者や、児童福祉の関係者、会計士や税理士等の会計の知識を有する者、吹田市内の小学校長といった方々に担っていただいています。より現状に即した評価となるように、委員には、実際に保育の状況なども現場で確認していただき、保護者による特別委員にも参画していただきながら評価していますので、そういった観点からも、見るポイントとしては国の基準と遜色なく評価できていると考えています。

6番目、予算措置の状況はどのような状況かという質問です。令和5年度予算につきましては、吹田市議会2月定例会における議決をもって確定となりますが、1教室当たりの運営業務委託料につきましては、今年度募集いたしました、吹二育成室、山二育成室と同額を計上しています。

7番目、公募しても応募が全くない場合はどのような流れになるのかという質問です。応募が全くない、もしくは選定した結果契約締結候補者がなかった場合は、当該年度ではちのこ学級の民間委託は行いません。ただし、毎年度、最適な育成室を民間委託の候補先として選定しているため、令和5年度にはちのこ学級を再度公募する可能性もございます。

8番目、民間委託の目的に待機児童の解消が挙げられていますが、指導員不足だけが原因でない場合、民間委託をしたタイミングで4年生は同じく入室ができないことになるのかという質問です。待機児童が発生する要因としては、指導員不足と受け入れる教室不足があります。待機児童の解消を目的に民間委託を行っていますので、待機児童の原因が指導員不足以外にもある育成室については、基本的に委託候補先としては、そもそも選定しないようにしています。はちのこ学級においては、現在の入室児童の見込数に対して教室数は確保できており、教室数の不足はございませんので、民間委託のタイミングで4年生が待機児童となることは想定していません。

9番目、各委託育成室の1～4年生までの継続率を事業所ごとに教えてほしいという質問です。令和3年度4月1日をもって、当初の計画の12か所の民間委託が終わっていますので、令和3年度から令和4年度にかけての継続率をお示しします。社会福祉法人光聖会、千里丘北育成室88.8%、山三育成室77%。社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会、青山台育成室100%。社会福祉法人千里聖愛保育センター、千里たけみ育成室88.7%。株式会社セリオ、佐井寺育成室87.4%、山手育成室85.2%、東佐井寺育成室78.7%。新都共栄株式会社、北山田育成室88.6%。社会福祉法人淳風会・社会福祉法人燦愛会共同事業体、藤白台育成室85.3%。社会福祉法人輝き福祉会、桃山台育成室87%。特定非営利活動法人スポキッズ、吹六育成室89.3%、西山田育成室79.2%となっています。全体を平均して、86.3%となっています。

10番目、1回目の説明会で30年以上キャリアのある指導員が委託育成室にいと聞いたが、勤務時間や指導員、補助員などの役割も含めた30年の内容を教えてほしいという質問です。こちらに関しては、事業者の雇用情報でかつ個人情報となるため、市から詳細を申し上げることはできませんが、保育士や放課後児童支援員といった経験

をされていたと聞いています。また、本市の委託育成室で主任指導員としての経験もあります。

3【質疑応答】

保護者：一点目、事前質問の9番の回答について、このパーセンテージの算出方法は、例えば引っ越しなどのやむを得ない場合で退室した児童も含まれているのか、それとも、民間委託を原因に退室した児童のみの算出なのか教えてください。

二点目、民間委託後に契約解除となり、直営での運営に戻った理由など教えてください。

吹田市：一点目、継続率の算出方法は、前年度の1年生の数と当該年度の2年生の数を比べたものです。継続率という表現をしていますが、育成室の利用に当たっては、家庭の事情など様々な理由がありますので、この数字をもって委託による評価を行うことは難しいと思っています。

二点目、主な理由としては、当初予定していた実務経験者のスタッフが予定通り配置できなかったということで、その状況で運営を開始したことが大きな原因となっています。途中から実務経験者を配置しましたが、もうその頃には運営が難しくなってしまうことで、最終的には契約解除という形になりました。

保護者：直営と委託の継続率を教えてください。

吹田市：全体の平均としては、委託育成室で86.3%、直営育成室で82.7%となっています。

保護者：評価項目について、5段階で評価をされるとのことですが、この5段階は感覚的なものなのか、基準があるのか教えてください。

吹田市：普通の3については、直営育成室の普通の保育の状況を基準としていただければと考えています。その上で、良いか悪いかというポイントで採点していただきますが、実際に特別委員となられる方には、個別に各項目のポイントなどを説明させていただきます。

保護者：普通の3が、とりあえずできたという基準であれば、それより少しできていないのが2になる、著しくできていないのが1になるなど、事前に決めていただけるということですか。

吹田市：明確に何が出来ているので3になるという評価の仕方にはなっていないですが、事業者から提出された書類やプレゼンテーション、ヒアリングを通して、事業者の提案内容がはちのこ学級に見合ったものかという点で評価していただけたらと考えています。

保護者：引継保育がこれから大事になってくると思いますが、引継保育で1年生から4年生までの保育を民間運営で開始するに当たって、来年度は4年生が待機

となり、実質1年生から3年生の保育予定となっておりますが、委託事業者に引継ぎに当たって、4年生なしの引継保育についてどう思われますか。

吹田市：まず、4年生が待機という事態になり、申し訳ないという思いでお詫び申し上げます。その上で、待機児童解消のためには、今後も運営業務委託を進めていきたいと考えています。引継ぎに当たっては、まずは、現在の3年生までの個別の児童の引継ぎに関しては問題なく行えると考えています。ただ、4年生がどういう役割をしているか、4年生の関わり方といった点は、現場で見るとは難しいと思いますので、そこは現在の直営の指導員から、日々の生活やイベントの企画などで4年生がどういう役割を担っていたかといったことなどを引き継ぐことを考えています。

保護者：他にも民間委託になっていく育成室がある中で、千二育成室は新4年生となる児童が多いこともあるのかもしれませんが、4年生がいない中での引継保育になり、他の民間委託となる育成室では、引継保育が1年生から4年生までできるということについて、不公平さを感じますし、実際に子供たちの様子を見てもらっての引継保育だと思うので、幾ら言葉や文章で引き継いだとしても難しくなるのではないかと思います。

吹田市：今の状況からしますと、どこまでいっても十分に納得していただける説明は難しいと思っています。実際に、4年生がいないということに変わりありませんので、基本的な引継ぎの考え方は先ほど申し上げた通りですが、選定される事業者によっては、運営する別の施設で4年生まで受け入れている実績があるでしょうし、もしかしたら5、6年生まで対応している事業者もいるかもしれませんので、そういったところでプレゼンテーションやヒアリングの中で聞いていけるのではと考えています。4年生がいないことをもって、引き続きが上手くいかないとは考えていないですが、今ある現状の中でできることは最大限していきたいと考えています。

保護者：不公平さが出るというところで、他の育成室では4年生まで出来るのに、申し訳ありませんの一言で、分かりましたって引き下がるわけには保護者の思いとしていかない気持ちもあります。待機児童解消のための民間委託だと思いますが、この1年間だけが新4年生になる子供たちは入れない状況なので、引継保育も含め、どうにかして4年生までの子供たちの姿を見せてもらいたいという気持ちです。

吹田市：不公平感というのは、委託の引継ぎという観点ではそうですけども、一方で、待機児童対策として居場所づくり事業を実施するに当たり、育成室でどこまで受け入れるのかという公平性もございますので、他の委託育成室との差は出てしまっていますが、基本3年生までを受け入れるために必要な指導員数や教室数を考慮して選んでいる状況で、その結果として、千二育成室について

は、来年度は居場所づくり事業となり、その後委託という形になっています。皆様には本当に御迷惑をおかけしていますが、最終的には現時点から最も早く待機児童を解消するという観点で選定していますので、御理解いただければと思います。

保護者：もし、再来年度民間委託ができなかった場合は、次の新4年生になる児童が待機になる可能性もあるんですね。

吹田市：このままの児童数の推移でいくと、教室はあるけれども指導員不足によって待機児童が出てしまうことが続く見込みです。それを避けるためにも委託を進めたいということです。

保護者：市が指導員の募集をしても応募がないということで、民間に委託するということだと思いますが、そもそも何が原因で応募がなかったのか、それに対しての対応策を講じた上での民間委託なのでしょう。

吹田市：まずは、全国的な保育士や教員等の人材不足というのがあります。加えて、直営の指導員の勤務時間が午後1時から午後6時半までと限られていることで、なかなか働きにくいという声もあります。委託事業者によっては、柔軟な雇用形態という点で、例えば、保育園を運営している事業者であれば、午前中は保育園で午後からは育成室で勤務することで、フルタイムでの雇用を実現するなど、地方公務員では難しい雇用形態ができる点があります。それから、求人ノウハウを生かしていただいているというのが現状です。市としても求人活動の取組は継続的に実施しており、人材派遣サービスなども実施していますが、なかなか直接雇用に繋がっていない現状がございます。

保護者：原因が雇用形態であれば、市は地方公務員だから柔軟な雇用ができないという結論に至ったということですか。そこを柔軟に変えることができれば、雇用も創出できるだろうし、民間よりも公務員になりたいという人も多いと思うので、市が本気で採用活動を実施しているのかが見えてこないんですけれども。

吹田市：フルタイムなどの雇用形態が考え方として絶対無理なわけではありませんが、吹田市で考えている勤務時間として、現時点では放課後の児童が帰ってくる時間を基準にしています。また、地方公務員として、他市状況も含めて考えないといけませんので、一般的には他の市町村でも午後からの勤務が大多数になっていますので、その辺りの均衡を踏まえると、現状では今の雇用形態という形になっています。

保護者：他の育成室では、民間委託となり職員の入れ替わりがすごく多くなったという噂を聞きました。職員の入れ替わりが多いことは子どもへの負担も増えることになります。柔軟な雇用ができる反面で退職される方も多いのではと思いますが、職員の入れ替わりはあまり行わないように市から事業者をお願い

することはできますか。

吹田市：市としても、職員の入れ替わりは少ない方が望ましいと思っています。ただ、退職される方には個々の事情も当然ありますので、規定として縛ってしまうことは難しいと考えています。今後も事業者とのコミュニケーションを図ることや、育成室の巡回時に指導員から直接お話を聞くなど、円滑に運営を進めていただくためのサポートはしていきたいと考えています。

保護者：指導員の雇用を継続するに当たって、事業者と継続的にお話をしていきますという回答だと思いますが、給与面などの具体的な対策は考えておられるのでしょうか。

吹田市：委託事業者の給与面や労務管理は、本来的には事業者で適切にいただくことが前提ですが、市としてフォローしないといけないところもあるという意味で申し上げますので、御質問のような委託事業者の給与面などに踏み込むことは難しいと考えています。

保護者：具体策としてはやれることはないという回答でよろしかったですか。

吹田市：具体策ととらえていただけるかですが、事業者や指導員とコミュニケーションを取ることだと考えています。例えば、現場で困っていることがないか、円滑に運営ができていないか、委託事業者の中で職員同士のコミュニケーションが取れているかなどを聞き取る役割になってくると考えています。前提としては、委託していますので、本来であれば事業者で対策することだと考えています。また、定期的な保護者アンケートや毎年実施する市の評価といった点も一定の効果があると考えています。

保護者：民間委託になることで、安定感がなくなるのではないかが保護者の不安材料だと思います。その部分について、市から定期的に安定した運営がされているかを発信していただくことで不安が和らぐと思います。意見として述べさせていただきます。

保護者：予算について、前年と同額でとのことですが、人件費単価等を把握しているわけではありませんが、職員が不足しているのは、人件費が安いからと認識していますが、民間委託された事業者の求人を見ると、社会福祉法人よりもパートの時給が安いようで、委託によって改悪されるのではと懸念しています。待遇的に悪くなると質も悪くなるのではという連鎖を懸念していますが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

吹田市：委託料につきましては、人件費や事務経費など、国の保育士単価を参考にしながら積算し、市との大幅な乖離がないように設定をしています。委託料の中でどう運営されるのかは委託事業者の考え方になりますが、これまで、人員不足によって開室できないとか、待機児童が発生しているということにはなっていませんので、一定、安定的な運営ができていますと考えています。

保護者：人員が不足していないことは理解しましたが、単価が下がることで質が下がるのではないかという点はいかがでしょう。

吹田市：直営の給与形態から著しく低いというようなこともございませんので、そういった点を考えると、質の低下という形にはならないと考えています。

保護者：採用される方の人件費についても、ある程度の単価を設定した上で採用するように決まっているということでしょうか。

吹田市：そこは決まっています。業務委託になりますので、仕様書に基づいて業務を問題なく履行していただければ、決められた委託料をお支払いすることになりますので、その中身については市で把握するところではないと考えています。

保護者：一点目、現在では保護者会の活動時に、指導員に御相談いただきながら、場所を貸していただいています。民間委託後も可能ですか。

二点目、今後のスケジュールで、7月中旬から下旬に保護者へ通知とのことですが、4月から事業者の募集を開始し、何事業者の応募があったかなどの進捗状況は報告いただけるのでしょうか。その際はどこから教えていただけるのでしょうか。

吹田市：一点目、部屋の貸し出しというのは、申請先が放課後子ども育成室になりますので、これは委託でも直営でも変わりありません。

二点目、事業者名はお知らせできませんが、最終的に何者から応募があったのかについてお知らせさせていただきます。また、公募に際して、参加するために必要な条件として、はちのこ学級の見学会への参加を条件としています。その見学会につきましては、今年度も保護者の方々が見学会に同席したいという要望があり、2、3人ずつにはなりますが、保護者の方に見学会に同席していただいています。その際に、どういった事業者が参加しているのか、一定見ることができると思います。

保護者：現在の指導員の待遇面や、民間委託したら良くなるのかという部分がわからないのでもう一度教えていただきたいのですが、まず一点目に、なかなか直営の指導員が集まらないのは、法律や条例に縛られることによって、給与や労働条件が固定されてしまい、フレキシブルな募集ができないということですか。

吹田市：まず、直営の指導員については地方公務員の中の会計年度任用職員ということになっています。例えば、民間であればボーナスも各会社で定めることができますが、会計年度任用職員は、給与制度上、条例で定めることになり、おおむねこの市も同じ月数になっています。指導員の任用形態については2種類あり、会計年度任用職員として任用されているところと、任期付職員として任用されている市町村があります。吹田市は会計年度任用職員ですが、豊中市は任期付職員となっています。吹田市では条例上、例えば、豊中市のような形

での任期付職員を置くことができない形になっています。任期付職員の場合は、ボーナス部分が会計年度任用職員よりも年間2か月分多いという違いがあります。吹田市の中でも、少しでも処遇をみていってということで、近隣他市の給料額を見て給与を決定するというはしています。最初に説明しましたが、地方公務員の中には均衡の原則があり、近隣市の状況を見たり、吹田市の中の職員間の給与のバランスを見て決定をすることになりますので、指導員の給料額だけを見て決定していくこともできないので、この辺りは民間とは違う部分だと考えています。

保護者：保育士不足であり、最低賃金も上がっている中で、比較してみると見劣りしてしまっているのでは、何かそういったところが改善することができないのかと思ったのが一つと、任期付職員と会計年度職員の違いというのは、1年単位の契約だけれども、ボーナスがあるかどうかの違いということでしょうか。

吹田市：会計年度任用職員もボーナスは出ますが、吹田市は2.45月出るところが、任期付職員の豊中市であれば、4.45月出るという差があります。保育士のお話がありましたが、吹田市では、保育士と比べて低い給料額の設定にはなっていないです。保育士よりも高い給料額を設定しています。課題は、勤務時間が短いことであって、そこが月収や年収での差に繋がっているところがあります。

保護者：なるほど、単価は安くはないけれども総額として結果的に低く見えてしまっているということですね。単純に改善は難しいのかなと思ったのと、民間に委託することによって、民間の方が給与水準とかもフレキシブルに設定できるかとは思いますが、吹田市の委託料の原資が給与とかと一緒にあれば、会社の経費とかもかかるので人件費単価としては改悪になるのではと思いますが、直営と民間の予算の違いはありますか。

吹田市：考え方ですけれども、直営の育成室の中でも、それぞれの差というのがありますが、いわゆる学級ごとにかけているお金は直営と委託とで大きな差はないです。年によって前後するような程度の差でしかないです。

保護者：直営でも民間委託でも、吹田市としての経費の差はないけれども、民間の方がフレキシブルに採用できるので、待機児童が解消されて、良い方向に持っていけるとお考えでしょうか。

吹田市：細かな話になりますが、例えば、一時的に給料額を上げて、雇用を促進するというようなことは、継続性を持った給与制度という観点からできません。ここは地方公務員の弱いところと思っています。

保護者：民間委託によって、独自の取組がされたりと期待もするところですが、既に委託されている育成室の保護者アンケートは実施されていますでしょうか。その内容を教えていただきたいです。

吹田市：アンケートについては定期的に実施しており、委託初年度は3回、2年目は

2回、3年目は1回という形で実施しています。最初の方は、指導員が入れ替わるということで、評価が低めになることがありますが、初年度の年度末のアンケートや年数を重ねることで、全体的には、委託全体と直営全体で遜色がない内容になっています。具体的にマイナス面としては、指導員が一度に変わってしまったという御意見はありますが、プラス面としては、独自の取組があるところや開室時間の延長について評価していただいています。

保護者：お願いが二つあります。先ほどから話が出ている指導員の勤務体制や給与面についてですが、公務員としての縛りがあるというところは重々承知ですが、一保護者から見ていると、指導員の仕事は、午後1時からとおっしゃいますけれども、今日だけでも、夜も残られて残業されている姿を見ているし、かなりの業務をされているように見えます。先ほど、継続的な給料体制の見直しの話がありましたが、保護者の願いとしては、そこを改善していただいて、パートタイムではなくフルタイムで雇用していただいて、吹田市の学童保育を継続できれば一番だと思っています。私たちも同じように住民税を払っている身で、直営の学童が使える人や民間委託の学童になってしまったり、居場所事業で待機になってしまったりする人がいると思うので、不公平さを一番に見直していただきたいと思います。

もう一点は、現在の3年生が来年待機となり、4年生がいるところの引継ぎができない点で、指導員からのヒアリングを通じて、4年生がいる時はどうしていたのかを引き継ぐとのことですが、子供たちの立場も考えていただきたいです。3年生の娘も4年生になったらあれがやりたい、今の4年生を見てこんなリーダーになりたい、下の子を見てあげたいという思いがありながら、来年は入室できない状況です。悲しい気持ちをさせていますし、先生方も4年生に対して特別な思いで接してくださっているのを見ました。残りの1年でどういうふうに送り出してあげるかを、すごく重きを置いて見てくださっているので、子供たちの立ち位置プラス、先生方の4年生に対する目っていうところも、言葉や紙面だけでは引継ぎは難しいと思いますが、引継いでいただきたいと思います。意見となりますがよろしくお願いします。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。 (終了)